

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 (注) として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 7 国名：マラウイ 担当：経済基盤開発部
案件名：航空管制人材育成プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2016年4月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
航空管制に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月26日から2014年2月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月26日から2014年3月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月14日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月下旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬～4月上旬

5 業務の目的

内陸国であるマラウイ共和国（以下「マラウイ」）にとって航空輸送は人、モノの移動及び地域開発の観点から重要な交通・輸送手段である。同国の国家計画であるマラウイ成長開発戦略II（Malawi Growth and Development Strategy）（2011-2016年）においても、運輸インフラの整備は9つの優先分野の1つに位置付けられ、航空インフラについて、貿易、観光及び投資に資するためにその継続的な改良を行うとしている。

マラウイには、首都リロングウェの北方約20kmに位置するカムズ国際空港（KIA）と南部の商業都市ブランタイヤのチレカ国際空港を含めて、17の空港が民間航空局によって管理されている。カムズ国際空港は、1975年のリロングウェへの遷都をきっかけに1977年から1982年にかけて新たに建設されたもので、日本の有償資金協力によりターミナルビル、航空交通管制塔及び航空保安無線施設の整備が行われた。また、日本政府は、無償資金協力「カムズ国際空港航空航法システム改修計画」および「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画」を実施し、それぞれ航空保安施設、航空灯火システム等の改修を2012年に、太陽光発電設備の導入を2013年に完了している。

民間航空局では、これらの支援にて改良された施設を最大限有効に活用するためには、その運用及び維持管理において更なる質の向上と持続性の確保が重要であると認識し、日本政府に航空安全に係る人材を育成する技術協力を要請した。

これに対し日本政府は、航空保安施設の運用維持管理に係る能力開発を目的に技術協力を実施すれば、航空輸送の安全性確保、ひいてはマラウイの経済発展に貢献するとして、技術協力プロジェクト「航空管制人材育成プロジェクト」の実施を決定した。JICAは2013年8～9月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果として、プロジェクトの枠組みに関する討議議事録（R/D）が2014年1月に署名された。本プロジェクトはこのR/Dに基づき、民間航空局をカウンターパート機関として、技術協力「航空管制人材育成プロジェクト」を実施することにより、期待されるアウトプットを発現し、プロジェクト目標を達成する事である。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

首都リロングウェに位置するマラウイ航空学校、民間航空局（DCA）及びカムズ国際空港（KIA）ほかマラウイ国内の航空関連諸施設

(2) 相手国関係機関

マラウイ国民間航空局

(3) 業務内容

以下のプロジェクト目標及び成果の達成に必要な活動を実施する。

【プロジェクト目標】

改善された航空保安施設を有効に活用するための航空管制業務に係る訓練が実施されている。

【期待されるアウトプット】

- 1.航空管制業務及び飛行情報業務に係る訓練が改良される。
- 2.航空情報業務、航空通信業務に係る訓練が改良される。
- 3.電子技術業務に係る訓練が改良される。

4.電気/機械技術業務に係る訓練が改良される。

【活動（概要）】

各業務の研修コースに対し、下記の活動を行う。

- 1.現在の訓練シラバス及び訓練教材のレビューを行う。
- 2.訓練シラバス及び訓練教材の改良/整備を行う。
- 3.教官の研修を実施する。
- 4.改良された訓練コースを実施する。
- 5.機材毎の独自研修を実施する。
- 6.教官による訓練に対してモニタリング・評価を行う。
- 7.モニタリング・評価の結果を基に訓練の改善を行う。

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (契約締結後10営業日以内)
- (2) ワークプラン (2014年4月中旬)
- (3) プロジェクト業務進捗報告書 (2015年2月、2015年10月)
- (4) プロジェクト業務完了報告書 (2016年4月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) チーフアドバイザー/航空管制研修管理(評価対象予定者)
- (2) 航空管制訓練(評価対象予定者)
- (3) 航空管制情報・通信訓練
- (4) 航空管制技術訓練
- (5) 電気・機械技術訓練
- (6) 飛行方式設計訓練

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年9月に詳細計画策定調査実施済み(調査報告書(案)は参考資料として業務指示書と併せて配布する予定)

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。